

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業
指定管理者基本協定書 (案)

令和7年7月10日

姫路市

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業
指定管理者基本協定書

姫路市（以下「市」という。）と指定管理者である【 指定管理者名 】（以下「指定管理者」という。）は、「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）で規定された業務に関し、以下の約款で定めるとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。なお、指定管理者は、【 維持管理企業名 】及び【 運営企業名 】で構成され、指定管理者の各構成員は、指定管理者の市に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他本契約に基づく義務の履行について連帯してその責に任ずる。また、当該共同企業体が解散した場合も、指定管理者の各構成員は連帯して本契約において指定管理者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(以下余白)

〔注〕なお書き以降は、共同企業体が結成されない（１者で業務を実施する場合等）には削除します。

約 款

(本協定の目的)

第1条 本協定は、市が指定管理者に行わせる、開業準備業務、維持管理業務、運営業務及びこれらの業務に関連して必要な一切の業務（以下「本件業務」という。）に関して相互に協力し、適切かつ円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営対象施設)

第2条 市が指定管理者に管理運営を行わせる施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 (仮称) 道の駅姫路
- (2) 所在地 姫路市飾東町豊国

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 指定管理者は、【 姫路市●●条例 】(令和●年姫路市条例第●号。以下「条例」という。) 第●条に定める前条の施設（以下「対象施設」という。）の設置目的、指定管理者の指定の意義及び第9条第1項第1号に規定する業務（以下「開業準備業務」という。）及び第9条第1項第2号に規定する業務（以下「維持管理業務」という。）及び第9条第1項第3号に規定する業務（以下「運営業務」という。）の実施に関して必要とされる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本件業務が利益の創出を基本とする民間企業等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(指定管理)

第5条 市は、条例第●条に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、条例及び【 姫路市●●条例施行規則 】(令和●年姫路市規則第●号。以下「規則」という。) に基づき、【指定管理者名】を対象施設の指定管理者に指定し、本件業務を行わせるものとする。

(協定期間)

第6条 本協定は、令和●年●月●日から効力を発し、令和26年3月31日をもって効力を失う。

2 指定管理者は、令和●年●月●日から、令和26年3月31日まで（以下「指定管理期間」という。）条例による本件業務を行わねばならない。

(会計年度)

第7条 本件業務に関する会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(本件業務の実施)

第8条 指定管理者は、本協定、年度協定、条例、規則及び関係法令のほか、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、入札説明書及び要求水準書に関する質問書への回答を総称するという。以下同じ。）及び令和●年●月●日付けで市に提出した提案書（その後の変更を含み、以下「提案書」という。）に従って本件業務を実施しなければならない。

2 本協定、年度協定、入札説明書等及び提案書の間に矛盾等がある場合は、本協定、年度協定、入札説明書及び要求水準書に関する質問書への回答、入札説明書、要求水準書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて要求水準書を上回る水準が提案されている場合は、当該部分については、提案書に示された水準によるものとする。

(本件業務・業務実施体制)

第9条 指定管理者は、対象施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、次に掲げる業務（業務内容の詳細は要求水準書及び提案書に定めるとおりとする。）を行うものとする。

(1) 対象施設の維持管理及び運営を行うに当たり必要な開業準備に関する業務及び開業準備業務に関連して必要な一切の業務

(2) 対象施設の維持管理に関する業務及び維持管理業務に関連して必要な一切の業務

(3) 対象施設の運営に関する業務及び運営業務に関連して必要な一切の業務

2 指定管理者は、開業準備業務を実施するに当たり、入札説明書等に基づき、開業準備業務責任者を1名配置するものとする。指定管理者は、開業準備業務責任者をして、その責任において、適切な開業準備業務体制を構築させ、開業準備業務を円滑に進めさせるものとする。開業準備業務責任者は、開業準備業務を適切に実施することができることを前提として、維持管理業務責任者及び運営業務責任者を兼務することができるものとする。

3 指定管理者は、維持管理業務を実施するに当たり、入札説明書等に基づき、維持管理業務責任者を1名配置するものとする。指定管理者は、維持管理業務責任者をして、その責任において、適切な維持管理業務体制を構築させ、維持管理業務を円滑に進めさせるものとする。なお、維持管理業務責任者は、維持管理業務を担う構成企業が直接雇用する正社員から、維持管理業務の内容に精通した者を選任するものとする。

4 指定管理者は、運営業務を実施するに当たり、入札説明書等に基づき、運営業務責任者を1名配置するものとする。指定管理者は、運営業務責任者をして、その責任において、適切な運営業務体制を構築させ、運営業務を円滑に進めさせるものとする。なお、運営業務責任者は、運営業務を担う構成企業が直接雇用する正社員から、運営業務の内容に精通した者を選任することとする。

5 市は、道の駅の登録に際し、運営業務責任者を道の駅の「駅長」として申請するものとする。指定管理者は、「駅長」をして、道の駅の開館中は道の駅に常駐させるものとする。「駅長」が不在の場合は、あらかじめ「駅長」の代理として定めた人員を配置し、「駅長」の職務を代行させるものとする。

- 6 指定管理者は、開業準備業務責任者、維持管理業務責任者及び運営業務責任者をして、基本契約に基づき選任した統括管理業務責任者と協力し、円滑かつ適切に業務を実施させるものとする。
- 7 指定管理者は、統括管理業務及び運営業務を適切に実施することができることを前提として、統括管理業務責任者と運営業務責任者を兼務させることができるものとする。
- 8 指定管理者は、第2項から第4項までに定める各業務責任者について、当該業務開始の3か月前までに選任し、市の承認を得ることとする。業務責任者を変更する場合は、変更する2か月前までに変更届を市に提出して承認を得ることとする。
- 9 緊急時や非常時、本件業務に関する苦情に対し、市から要請を受けた場合は、指定管理者は、当該事項に関わる業務責任者及び施設職員をして、閉館時間であっても当該要請に応じた対応を行わせるものとする。

(許認可等の手続)

- 第10条 指定管理者は、本件業務を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、市は必要な措置を講じ、当該措置について指定管理者に協力を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、指定管理者はこれに応じる。
- 2 指定管理者は、前項ただし書きに定める場合を除き、本件業務を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。
 - 3 市は、前2項に定める指定管理者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、指定管理者から協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
 - 4 指定管理者は、本件業務の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、本件業務の終了時に市に提出する。
 - 5 指定管理者は、本件業務の実施に係る許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを市に提出する。

(近隣住民に対する説明及び環境対策)

- 第11条 指定管理者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、本件業務に関する説明を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、有害物質の排出・漏洩等その他工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。
 - 3 第1項の場合において、業務要求水準書で定めた業務の内容に係る事項に関する説明は、市の責任とする。
 - 4 指定管理者は、第1項の説明又は第2項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を市に報告しなければならない。

- 5 市は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、指定管理者が行う説明に協力するものとする。
- 6 指定管理者は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を市に報告しなければならない。

(目的外使用等)

第12条 指定管理者は、利用者の利便性向上のため、自動販売機、公衆電話等を設置するなど、本協定の約款又は要求水準書で定めている指定管理者の業務以外で対象を使用する場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならない。この場合において、指定管理者は、当該設置に係る手続及び行政財産の目的外使用料の取扱いについて、市の指示に従わなければならない。

(指定管理者の収入)

第13条 指定管理者の本件業務に係る全ての経費は、利用料金収入及びその他の収入により賄うこととし、市は、本件業務の実施の対価を指定管理者に対して支払わないものとする。ただし、開業準備業務のうち、入札説明書において市が必要と認めた業務に要する経費については、別紙1に定めるサービス対価Cとして支払うものとする。

- 2 この協定で別段の定めを置く場合を除き、指定管理者が本件業務を履行するために増加費用又は損害が生じたときにおいても、市は当該増加費用又は損害を負担しない。

(納付金)

第14条 指定管理者は、指定管理期間中に、市に対して納付金を支払うものとする。

- 2 指定管理者は、前項の納付金を毎年度ごとに支払うものとし、当該会計年度終了後30日以内に当該年度分を市に対して一括して支払うものとする。
- 3 納付金は、当該年度における売上高の●%相当額を最低納付金率として算定し、算定された金額の納付が困難と認められる客観的かつ相当な事情がある場合は、当該年度の納付額について市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 4 前項の納付金の詳細については、別途、市と指定管理者が協議のうえ、年度協定に定めるものとし、納付金の算定にあたり当該年度における売上高の●%以上とすることを妨げない。

(利用料金の取扱い)

第15条 指定管理者は、対象施設に係る利用料金を指定管理者の収入として、收受することができる。

- 2 利用料金の額は、指定管理者が、条例及び規則に規定する額の範囲内で、市の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、市の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項及び前項の承認を受けようとするときは、事前に利用料金申請書を市に提出

しなければならない。

- 5 指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに一定の周知期間を設けるものとする。
- 6 指定管理者は、指定管理者の指定管理期間が満了したときは、原則として、指定管理期間中に受け取った利用料金のうち、その翌年度に利用が発生する分の利用料金の総額を計算し、その金額を翌年度4月末までに新たに対象施設の指定管理者となったものに支払わなければならない。
- 7 指定管理者は、指定管理者の指定の取消しを受けたときは、指定管理期間中に受け取った利用料金のうち、指定の取り消しを受けた後の利用料金の取扱いについては、市と協議するものとする。

(事業計画書の提出)

第16条 指定管理者は、対象施設の開業準備業務に関して、入札説明書等及び提案書に基づき開業準備計画書を開業準備業務開始日の3か月前までに提出し、市の承認を受けなければならない。市及び指定管理者は、開業準備計画書を変更しようとするときは、指定管理者と市の協議により決定するものとする。

- 2 指定管理者は、対象施設における維持管理業務に関し、入札説明書等及び提案書に基づき次の各号に掲げる書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。市及び指定管理者は、次の各号に掲げる書類を変更しようとするときは、指定管理者と市の協議により決定するものとする。

- (1) 維持管理業務計画書（長期）：対象施設の開業日の3か月前まで
- (2) 長期修繕計画書：対象施設の開業日の3か月前まで
- (3) 維持管理業務計画書（年度）：当該年度の1か月前まで

- 3 指定管理者は、対象施設における運営業務に関し、入札説明書等及び提案書に基づき次の各号に掲げる書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。市及び指定管理者は、次の各号に掲げる書類を変更しようとするときは、指定管理者と市の協議により決定するものとする。

- (1) 運営事業計画書（長期）：対象施設の開業日の3か月前まで
- (2) 運営事業計画書（年度）：当該年度の1か月前まで
- (3) 運営事業計画書（臨時）：当該運営業務又は自主事業開始の1か月前まで

(自主事業の実施)

第17条 指定管理者は、入札説明書等及び提案書に従って、対象施設を活用・利用した自主事業を自らの費用と責任において実施することができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市にその旨を届け出てその承認を受けなければならない。

(印影の承認等)

第18条 指定管理者は、対象施設の使用許可に係る業務に使用する印の印影をあらかじめ市に通知し、承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する印に変更がある場合には、速やかにその印影を市に通知し、承認を

受けなければならない。

- 3 指定管理者は、事務処理の便宜上必要があるときは、市に申請し、その承認を受けて第1項に規定する印の印影を印刷することができる。
- 4 指定管理者は、前項の印刷物を厳重に保管し、常に使用状況を明らかにしておかなければならない。
- 5 指定管理者は、第3項に規定する印刷物が不要になったときは、速やかに、焼却、裁断等適当な方法により印刷物を廃棄しなければならない。

(利用者からの意見聴取)

第19条 指定管理者は、対象施設における維持管理業務及び運営業務に関し、利用者から意見を聴取することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して期限を定めて利用者に対する意見聴取の実施を求めることができる。

(事業報告書)

第20条 指定管理者は、対象施設における開業準備業務の実施状況等に関して、入札説明書等及び提案書に基づき開業準備報告書を開業準備業務終了後1か月以内に市に提出して、市の確認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、対象施設における維持管理業務の実施状況等に関して、入札説明書等及び提案書に基づき次の各号に掲げる報告書を市に提出して、市の確認を得なければならない。

- (1) 維持管理業務報告書(月次) : 翌月10日まで
- (2) 維持管理業務報告書(年度) : 当該年度終了後1か月以内

- 3 指定管理者は、対象施設における運営業務の実施状況等に関して、入札説明書等及び提案書に基づき次の各号に掲げる報告書を市に提出して、市の確認を得なければならない。

- (1) 運営業務報告書(月次) : 翌月10日まで
- (2) 運営業務報告書(年度) : 当該年度終了後1か月以内

- 4 指定管理者は、入札説明書等に基づき、各会計年度及び半期に係る財務書類を作成して、市に提出するものとする。

(セルフモニタリングの実施)

第21条 指定管理者は、要求水準確認計画書に基づき、開業準備業務責任者をして各開業準備業務、維持管理業務責任者をして各維持管理業務、運営業務責任者をして各運営業務のセルフモニタリングを実施しなければならない。なお、セルフモニタリングの実施方法は、要求水準書「4.2(5)セルフモニタリングの実施」によるものとする。

(モニタリングの実施)

第22条 市及び指定管理者は、別紙2「モニタリング計画」に従い、モニタリングを実施する。市は指定管理者に対して同別紙に定める措置を行うことができ、指定管理者はこれに従うものとする。

(第三者による実施)

第23条 指定管理者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 指定管理者は、本件業務を第三者に委託する場合は、事前に市に書面で申請し、承諾を受けなければならない。
- 3 指定管理者が本件業務の一部を第三者に委託する場合は、全て、委託を行った指定管理者の責任及び費用において行うものとし、指定管理者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て指定管理者が責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 指定管理者は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(報告義務)

第25条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく書面により市に報告しなければならない。

- (1) 対象施設において事故が生じるおそれがあるとき又は事故が生じたとき。
- (2) 指定管理者及び利用者等が対象施設の施設等を損傷し、又は滅失したとき。
- (3) 対象施設の利用の承認に関し管理上必要な条件を付すとき。
- (4) 所在地、名称又は代表者の氏名等に変更があったとき。

(指定の取消し等)

第26条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて本件業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第21条第10項の改善要求又は第22条第1項の改善勧告に従わないとき
 - (2) 基本契約第7条の適用があるとき
 - (3) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき
 - (4) その他指定管理者による本件業務を継続することができないと認めるとき（不可抗力又は法令の変更による場合を含む。）
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて本件業務の全部又は一部の停止を

命じた場合において、指定管理者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わない。ただし、前項第4号に該当する場合のうち不可抗力又は法令変更によるときにおいて、当該取消し又は当該停止に起因して発生する損害等の負担については別紙3「不可抗力による費用分担」のとおりとする。

- 3 指定管理者は、本件業務の実施が困難であると認めるとき、又は市が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したときは、市に対して指定管理者の指定の取消し又は期間を定めての本件業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。
- 4 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(対象施設の修繕)

第27条 対象施設の修繕及び更新については、入札説明書等及び提案書に従い指定管理者が行うものとし、入札説明書等及び提案書で指定管理者が実施するものとされている業務以外の改造、増築、改築、大規模修繕については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者の責めに帰すべき事由により対象施設若しくは本件業務に使用する什器備品が損傷し、その修繕費用又は更新費用が発生した場合、当該修繕費用及び更新費用は指定管理者が負担する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市の責めに帰すべき事由により対象施設又は本件業務に使用する什器備品が損傷し、その修繕費用又は更新費用が発生した場合、当該修繕費用及び更新費用は市が負担する。

(個人情報の保護等)

第28条 指定管理者は、本件業務を行うに当たり個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。）を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この指定の期間が終了し、又は指定の取消しを受けた場合も同様とする。

- 2 指定管理者は、本件業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、関係法令の規定に従うほか、市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 3 指定管理者は、本件業務を行うに当たり個人情報を収集するときは、本協定の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4 指定管理者は、本件業務を行うに当たり収集した個人情報やそれに基づいて作成した個人情報が記載された資料等を、市の指示又は承認を得ることなしに本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 指定管理者は、市が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 6 指定管理者は、市が承認した場合を除き、本件業務を行うに当たり、市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 指定管理者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければ

ばならない。

- 8 前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、指定管理者は、市の勧告に誠実に従うものとする。
- 9 指定管理者は、本件業務を行うに当たり、市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この指定の期間が終了し、又は指定の取消しを受けた後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 10 指定管理者は、本件業務の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、並びに本人からの開示請求及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、個人情報の取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(文書の公開)

- 第29条 指定管理者は、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、指定管理者において管理しているものの公開に努めなければならない。
- 2 指定管理者は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）の趣旨にのっとり、前項の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があった時の手続、その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めるものとする。
 - 3 指定管理者は、第1項の規定による文書等の公開に係る手数料を徴収してはならない。ただし、文書等の写しの交付を行う場合は、写しの作成及び送付に要する費用を徴収することができる。

(書類の保管等)

- 第30条 指定管理者は、文書等（本件業務の実施のために、作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、指定管理者の職員が組織的に用いるものをいう。以下同じ。）を整理して保管し、重要なものは災害等に際し直ちに持ち出すことができるようにするとともに、紛失又は盗難の予防に必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者は、文書等の取扱いに際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 文書等を本件業務以外に使用しないこと。
 - (2) 市の許可なく文書等を第三者に提供しないこと。
 - (3) むやみに文書等の複写又は複製をしないこと。
 - (4) 市の許可なく文書等を本件業務の実施場所以外へ持ち出さないこと。
 - (5) 文書等に事故が発生した場合は、直ちに市に報告すること。
 - 3 指定管理者は、文書等の整理を促進し、その適切な保管及び保存をするための文書保管記録表を作成し、市へ提出しなければならない。
 - 4 指定管理者は、指定管理者の指定管理期間が満了したときは、文書等及び前項の文書保管記録表を30日以内に市に引継がなければならない。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、直ち

に市に引継がなければならない。

(秘密の保持)

第31条 指定管理者又は指定管理者の職員は、本件業務に関し知り得た秘密を他人にもらしてはならない。

(苦情等への対応)

第32条 指定管理者は、対象施設の利用に関する苦情等を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

- 2 市は、指定管理者に対し、苦情等の処理に関し必要な助言をすることができる。
- 3 指定管理者は、対象施設の施設利用者の安全性を損なう又はそのおそれのある事象による苦情が発生した場合は、苦情を受けた当日中に市に報告するものとする。

(備品等の管理)

第33条 指定管理者は、本件業務を実施するために必要な別表に掲げる備品等（以下「備品等」という。）を使用することができる。

- 2 指定管理者は、前項の規定により使用することができることとされた備品等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の備品等以外のもので指定管理者が本件業務を遂行するに当たり必要とする備品を対象施設に備えるときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。
- 4 市及び指定管理者は、それぞれが所有する本件業務に係る備品等について、その所有者が明確となる台帳を整備するものとする。
- 5 指定管理者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて、市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。
- 6 指定管理者は、本件業務に係る市の備品等の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に市の承認を得たときは、この限りでない。
- 7 指定管理者は、本件業務に係る市の備品等の形状、形質等を変更してはならない。ただし、事前に市の承認を得たときは、この限りでない。
- 8 指定管理者は、天災その他の事故により本件業務に係る市の備品等を毀損滅失したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。
- 9 指定管理者は、指定管理者の指定管理期間が満了したとき又は指定管理者の指定を取り消されたときは、備品等を市に返還しなければならない。

(条件変更等)

第34条 指定管理者は、本件業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したと

きは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書その他本事業の公募において市が公表し又は開示した資料（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下総称して「公募資料」という。）が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 公募資料に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 公募資料の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務履行現場の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等公募資料に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の業務履行現場が一致しないこと。
 - (5) 公募資料で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 市は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、指定管理者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、指定管理者が立会いに応じない場合には、指定管理者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 市は、指定管理者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を指定管理者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ指定管理者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は指定管理者と協議を行ったうえで公募資料の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により公募資料の訂正又は変更が行われた場合において、市は、指定管理者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（本件業務の内容変更又は中止）

第35条 市は、必要があると認めるときは、本件業務の内容を変更し、又はその全部若しくは一部の履行を中止させることができる。

- 2 市は、前項の場合において、指定管理者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、当該変更又は中止が指定管理者の責めに帰すべき事由による場合は、当該損害は指定管理者が負担する。

（損害賠償）

第36条 指定管理者は、本協定に定める本件業務の実施に関し、善良なる管理者の注意を怠ることにより市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（業務開始遅延による損害等）

第37条 市の責めに帰すべき事由により、指定管理者による運営開始が遅延した場合、市は当該遅延により指定管理者に生ずる合理的な増加費用又は損害を負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第38条 本件業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、指定管理者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（この協定又は要求水準書の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件業務の履行につき指定管理者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、指定管理者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市指定管理者協力してその処理解決に当たるものとする。

(法令の変更又は不可抗力)

第39条 本件業務に関する法令の変更又は不可抗力に起因して発生する損害等の負担については別紙3「不可抗力による費用分担」のとおりとする。

- 2 別紙3「不可抗力による費用分担」に定めのない事項についての法令の変更又は不可抗力に起因して発生する損害等の負担については、市及び指定管理者の双方が協議の上決定するものとする。

(業務の引継ぎ等)

第40条 指定管理者は、本協定の終了に際し、市又は市が指定するものに対し、自らが受託していた業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 市は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる対象施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 業務の引継ぎ等のために要する費用は、指定管理者が負担するものとする。
- 5 指定管理者は、指定期間終了後においても、市又は市の指定するものが業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力しなければならない。
- 6 その他業務の引継ぎ等に当たって必要な事項については、市及び指定管理者の双方が協議の上、決定する。

(施設等の現状変更及び原状回復)

第41条 指定管理者は、対象施設の現状を変更しようとするときは、市の承認を得なければならない。この場合において、対象施設の現状の変更に係る費用は指定管理者の負担とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により現状を変更した場合であって、指定管理者の指定管理期間が満了

したとき又は指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に復さないことについて市の承認を受けたときは、この限りでない。

- 3 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、自ら対象施設を原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

(書類の提出)

第42条 指定管理者は、本件業務に関して必要な諸規則、管理運営マニュアル、非常時の体制等を整備し、本件業務を開始する前に、書面により市に提出しなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

(道の駅連絡会への参加)

第43条 指定管理者は、適切な時期までに、全国「道の駅」連絡会、近畿「道の駅」連絡会及び兵庫県「道の駅」連絡会に加入しなければならない。この場合において、加入に係る費用は指定管理者の負担とする。

- 2 指定管理者は、全国「道の駅」連絡会及び近畿「道の駅」連絡会の活動に協力するものとする。
- 3 全国「道の駅」連絡会及び近畿「道の駅」連絡会で決定した事項が、本件業務に影響を及ぼす場合には、指定管理者は、市と協議の上、対応方針を決定するものとする。

(専用ホームページの公開)

第44条 指定管理者は、当該施設に関する情報を広く周知させることを目的とし、専用のホームページを公開するものとする。

- 2 専用のホームページの公開に当たっては、市と協議し、開設及び管理運営を行わなければならない。
- 3 市は、指定管理者が管理運営する専用のホームページに不適切な記載が認められたときは、その箇所の訂正又はホームページの公開の中止を命じることができる。
- 4 指定管理者は、指定管理期間が満了する際、利用者への継続的なサービス提供に配慮し、その専用ホームページの内容、画面構成及びドメイン等を次期の指定管理者又は市に引継ぐものとする。ただし、次期の指定管理者又は市が希望しない場合は、この限りでない。

(災害時等の施設の使用等について)

第45条 指定管理者は、市が災害時等に対象施設を広域防災拠点として活用する場合、活動の障害とならないよう、維持管理業務を行うとともに、被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとする。また、災害時等に市から一部施設の利用中止や営業の中断などを求めた場合には、市の指示に従わなければならない。

- 2 市は、前項に規定する広域防災拠点として施設を利用することにより発生する指定管理者の損失に対する補償は行わない。ただし、利用期間が長期にわたった場合には、協議の上、対応を定めるものとする。

(防火管理者)

第46条 市は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第2項の規定により、指定管理者の指定する者を防火管理者として選任し、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する業務を行わせるものとする。

2 市は、前項の防火管理者に次の権限を付与する。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 避難又は防火上必要な構造及び設備の適正な管理に関する権限
- (3) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
- (4) 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- (5) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- (6) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (7) 防火管理業務従事者に対する指示及び監督に関する権限
- (8) 火気の使用又は取扱いに際し、監督をする権限
- (9) その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

(非常事態時の対応)

第47条 指定管理者は、対象施設において、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、施設利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告するものとする。

2 前項の規定により措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、指定管理者による一般的な管理業務に属するものとして指定管理者が負担することが適当でないと市が認めたものについては、市が負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については、市指定管理者協議して定める。

3 指定管理者は、緊急時のマニュアルの作成、緊急連絡網の作成等を行い緊急時の対応について準備をしておかなければならない。

(電力調達)

第48条 指定管理者は、電力供給が可能な企業が複数存在することから、市の方針等を踏まえ、環境に配慮した上で、価格など有利な条件で電力調達を行うよう努めるものとする。

(環境配慮事項)

第49条 指定管理者は、本件業務において環境関連法令等を遵守するとともに、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するものとする。

2 指定管理者は、市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用するものとする。

(保険の付保)

第50条 指定管理者は、本件業務にかかる保険として、次のとおりの内容の第三者賠償責任保険を付保する。

1 保険名称

第三者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）

2 保険内容

対象施設の維持管理・運營業務の管理の欠陥や業務の不備等に起因して派生した第三者（職員、来庁者、見学者、通行者、近隣居住者を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

3 付保条件

(1) 担保範囲は、対象施設を対象とする。

(2) 保険期間は、本協定の有効期間とする。賠償責任保険は、1 ～ 3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよいものとする。

(3) 保険契約者は、指定管理者とする。

(4) 被保険者は、市、指定管理者及びその全ての下請負者とする。

(5) 指定管理者（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

(6) 保険金額は対人：1億円 / 1名、10億円 / 1事故以上、対物：1億円 / 1事故以上とする。

(7) 自己負担額は5万円 / 1事故以下とする。

(疑義の処理)

第51条 本協定に定めのない事項については、法令（姫路市の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて市及び指定管理者は協議の上定めるものとする。

2 本協定の解釈について疑義が生じた場合は、市及び指定管理者は本事業の目的の遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第52条 本協定に関する訴訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

[以下余白]

別紙1 サービス対価の算定、支払い及び改定方法

※契約締結時に添付資料4「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」を添付します。

別紙2 モニタリング計画

※契約締結時に添付資料5「モニタリング計画」を添付します。

別紙3

法令の変更及び不可抗力

1. 法令の変更

(1) 法制度に関するもの	市負担割合	指定管理者負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更	100%	0%
② ①以外の法制度の新設・変更	0%	100%
(2) 税制度に関するもの		
① 法人税等収益税の税制度の新設・変更	0%	100%
② ①以外の税制度の新設・変更	0%	100%

2. 不可抗力

不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。以下同じ。）により本件業務の実施について指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該損害、損失又は増加費用の額が一事業年度につき累計で、不可抗力が生じた日が属する事業年度において本件業務にかかる経費の100分の1に至るまでは指定管理者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該損害、損失又は増加費用の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは指定管理者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。

別表「備品等」

（ 契約締結時に作成いたします。 ）

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業 令和●年度協定書

姫路市（以下「市」という。）と道の駅の指定管理者である●（以下「指定管理者」という。）は、市と指定管理者の間で締結された令和●年●月●日付け「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、基本協定で定める対象施設の管理運営に関する年度協定（以下「本年度協定」という。）を締結する。

（本年度協定の目的）

第1条 本年度協定は、令和●年度に実施する対象施設の管理業務（以下「本業務」という。）の業務内容及び本業務の実施に伴う指定管理者納付金（以下「納付金」という。）の額等を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本年度協定の期間は、令和●年●月●日から令和●年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 市及び指定管理者は、前条で規定する期間において指定管理者が行う本業務の内容は、基本協定第9条に定めるとおりであることを確認する。

（納付金の額）

第4条 指定管理者は、協定期間における対象施設の利用料金及びその他の収入の額から、協定期間における●●相当額を市に対し支払うものとする。

[以下余白]

本年度協定の証として、本書の原本2通を作成し、市及び指定管理者が各自記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

(市) 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長

(指定管理者)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]